

行政執行法人の労働関係に関する法律(五条改正附則)

第五條及び第六條 削除
第七條(組合) 職員は、組合の業務に専ら従事することができる。

第一條 前二條に定めるもののほか、交渉委員の数、交渉委員の任期その他団体交渉の手續に關し必要な事項は、団体交渉で定める。

第三條(他の法律の適用除外)
第七條(一) 次に掲げる法律の規定は、職員については、適用しない。

① 前項ただし書の許可は、行政執行法人、行政執行法人の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。
② 前項ただし書の規定は、その許可の期間は、職員としての公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定による者であるとき、その期間を超えない。
③ 第一項ただし書の規定は、職員として公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定による者であるとき、その期間を超えない。
④ 第一項ただし書の規定は、職員として公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定による者であるとき、その期間を超えない。
⑤ 第一項ただし書の規定は、職員として公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定による者であるとき、その期間を超えない。

第二條(苦情処理)
行政執行法人及び組合は、職員の苦情を適当に解決するために、行政執行法人を代表する者及び職員を代表する者各一人以上を委員とする苦情処理共同調整会議を設けなければならない。組織その他苦情処理に関する事項は、この法律で定めるところによる。

第一條(苦情処理)
行政執行法人及び組合は、職員の苦情を適当に解決するために、行政執行法人を代表する者及び職員を代表する者各一人以上を委員とする苦情処理共同調整会議を設けなければならない。組織その他苦情処理に関する事項は、この法律で定めるところによる。

ボケ六は... 法令名の 変更(改正)履歴が わかります!!
★ 変更された法律名(改正前の法令名)も ていねいに記しています!
労働施策推進法 は 旧:雇用対策法 だったんですね!

第九條(交渉委員等)
行政執行法人と組合とを代表する交渉委員は、行政執行法人が組合を代表する交渉委員は当該組合が指名するときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

第六條(苦情処理)
行政執行法人及び組合は、職員の苦情を適当に解決するために、行政執行法人を代表する者及び職員を代表する者各一人以上を委員とする苦情処理共同調整会議を設けなければならない。組織その他苦情処理に関する事項は、この法律で定めるところによる。

第七條(苦情処理)
行政執行法人及び組合は、職員の苦情を適当に解決するために、行政執行法人を代表する者及び職員を代表する者各一人以上を委員とする苦情処理共同調整会議を設けなければならない。組織その他苦情処理に関する事項は、この法律で定めるところによる。

労働

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(抜粋)

第一章 総則(抄)
第一條(目的)
この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に關し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進し、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする。

第九條(再就職援助計画の作成等)
事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるとき、厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用に關して、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第九條(再就職援助計画の作成等)
事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるとき、厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用に關して、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第九條(再就職援助計画の作成等)
事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるとき、厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用に關して、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

改正で法令名が変わっても
同じ法令であることがわかります
以前の法令名もわかる